

(EBPMの推進に必要な考え方)

- エビデンスは政策評価ではなく、**政策形成**(政策の事前検証)に使っていくことが重要
- EBPMを推進する上で、**失敗や撤退、試行錯誤の許容**が必要
- 行政職員が**不都合な真実**に向き合う姿勢が不可欠
- エビデンスだけでなく、**現場の経験知**も尊重することが重要
- こども家庭庁の司令塔の役割を果たすため、①こどもの意見と②エビデンスの観点から適切でない政策を行っている他省庁に対して、意見を出していくことが必要

(組織体制)

- エビデンスを吟味・翻訳し、政策立案者に伝える**中間支援組織**が必要(補足資料1)
- 国が先導して、**自治体データの二次利用**を推進することが必要
- 自治体との連携関係の中で、自治体のEBPMの取組で遅れている点については改善を促していくことが必要
- こども関連の政府統計については、他省庁にも開示を求めていくことが必要
- 政府統計の二次利用(統計法33条)やNDBの第3者提供の**審査期間の短縮化**が必要
- **アカデミアの雇用(非常勤など)**による人事交流が、EBPM推進において有効

(データの整備)

- エビデンスを創出しやすい(行政)**データの整備**が必要 ※特にアウトカムや介入に関するデータ
- ユニセフ「イノチェンティ・レポートカード」において日本のデータが不足しており、**国際比較に耐えるデータの整備**が必要
- 施設横断で利用できる**電子カルテや患者レジストリの整備**と、近年電子化する**母子保健や福祉、教育データとのリンケージ**が必要

(補足資料1) 英国のエビデンス仲介機関 What Works Center

- 英国の中央政府は2000年前後から、社会政策でエビデンスを重視する方針を推進してきた。その過程において、エビデンスを政策や実践の意思決定で用いるよう支援する仲介機関 **What Works Center (WWC)**を設置した。
- WWCの基本的機能は、社会政策の効果に関する**エビデンスの創出、利用しやすい形態への翻訳、政策・実践への適用**の3つである。
- 現在、WWCのネットワークであるWWNは、9の正式機関と、3つの関係機関、1つの準機関の13機関で構成される。

